

【石綿（アスベスト）に関する相談窓口】

相談内容	相談先	電話番号
健康相談	東灘区健康福祉課あんしんすこやか係 (東灘保健センター)	841-4131 (代)
	灘区健康福祉課あんしんすこやか係 (灘保健センター)	843-7001 (代)
	中央区健康福祉課あんしんすこやか係 (中央保健センター)	232-4411 (代)
	兵庫区健康福祉課あんしんすこやか係 (兵庫保健センター)	511-2111 (代)
	北区健康福祉課あんしんすこやか係 (北保健センター)	593-1111 (代)
	北区北神支所保健福祉課 あんしんすこやか係 (北神保健センター)	981-8870 (代)
	長田区健康福祉課あんしんすこやか係 (長田保健センター)	579-2311 (代)
	須磨区健康福祉課あんしんすこやか係 (須磨保健センター)	731-4341 (代)
	須磨区北須磨支所保健福祉課 あんしんすこやか係 (須磨保健センター)	793-1313 (直)
	垂水区健康福祉課あんしんすこやか係 (垂水保健センター)	708-5151 (代)
建築物解体等 のアスベスト 除去工事指導	環境局環境保全部環境保全指導課	322-5303
吹付けアスベスト ・ 除去等費用補助 ・ 調査費用補助	住宅都市局建築指導部安全対策課	322-5596
一般住宅相談	すまいるネット	222-0005 10時から17時(水曜定休)
港湾労働者相談	神戸港湾労働組合協議会 港運同盟兵庫地方本部	専用相談電話：333-5593 10時から16時(土・日・祝日除く)

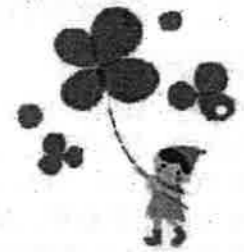
※ お問い合わせやご相談は、月曜日から金曜日の8時45分から17時30分となっております。



石綿（アスベスト）健康被害にご不安のある方へ

息切れ、胸は苦しくありませんか？

神戸市保健所



【石綿（アスベスト）による健康被害とは】

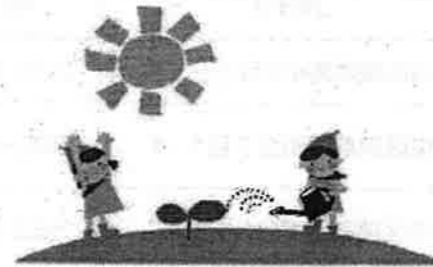
石綿を吸い込むことにより発症する病気には、中皮腫、石綿肺、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがあります。

石綿を吸い込んだ量と健康被害との間には、相関関係が認められており、石綿を吸い込んでから症状がでるまでの期間は、20年から40年とされています。石綿は、以前は建設工事等で使用されていましたが、現在は全面禁止されています。

【健康相談】

区役所に健康相談窓口を設けています。石綿（アスベスト）による健康被害に関して、不安をお持ちの方はご利用ください。

健康相談窓口：各区・支所あんしんすこやか係（保健センター）連絡先：P4 参照



【禁煙のすすめ】

石綿（アスベスト）、喫煙はともに肺がんの発症リスクを高めるものです。石綿を吸い込んだ方が喫煙すると、相乗的に肺がんになりやすいとされているため、禁煙をすることはとても大切です。なかなかタバコがやめられないという方は、禁煙治療をしている医療機関にご相談ください。

【健診のすすめ】

石綿（アスベスト）を吸い込んだ方の中皮腫や肺がんの発症を予防する方法は、現在のところ、見つかっていません。また、石綿を吸い込んだ方すべてが中皮腫等を発症するわけではありません。吸い込んだ石綿の量、期間、種類によって異なり、個人差もあります。

石綿を原因とする病気は、石綿を吸い込んでから症状がでるまでの期間が長いことが特徴ですので、定期的に健診を受けることで、病気があるかどうかを診てもらいましょう。

過去に石綿を扱う仕事をしていた方は、勤務していた会社に連絡のうえ、現在、症状が無くても、一度、健診を受けることをお勧めします。

会社での健診を受けている方は、会社の指示に従ってください。

年に1回胸部X線検査を受ける機会の無い方で、石綿(アスベスト)による健康不安のある方は、以下の健診をぜひご利用ください。継続的な健診受診をお勧めします。

- 神戸市の肺がん検診
(対象者：満40歳以上・指定医療機関・自己負担金1,000円)
次の方は、無料です。
 - 満70歳以上(無料受診券不要)
 - ★生活保護世帯に属する方★市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯に属する方★中国残留邦人等支援給付制度受給者
(居住地の区役所あんしんすこやか係で無料受診券を交付。)
- 地域巡回による胸部X線(結核)健診
(対象者：満15歳以上・集団健診会場・自己負担金無料)
※ 集団健診会場では環境省「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しています。過去に石綿にばく露した可能性のある方は、ぜひ受診してください。

健診の結果、精密検査が必要と診断された場合には、早めに呼吸器専門医療機関を受診することをお勧めします。

【石綿(アスベスト)関連の精密検査を実施している指定の呼吸器専門医療機関】

No.	医療機関名	所在地	電話	FAX
1	神戸労災病院	中央区籠池通4丁目1-23	231-5901	242-5316
2	神戸市立医療センター 中央市民病院	中央区港島南町2丁目1-1	302-4321	302-7537
3	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5-2	382-5111	382-5050
4	神鋼記念病院	中央区脇浜町1丁目4-47	261-6711	261-6726
5	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3-1	231-6006	241-7053
6	済生会兵庫県病院	北区藤原台中町5丁目1-1	987-2222	987-2221
7	西神戸医療センター	西区糀台5丁目7番地1	997-2200	997-2220
8	神戸市立医療センター 西市民病院	長田区一番町2丁目4番地	576-5251	576-5358

※医療機関には、事前に受診方法や受付時間等を確認してください。

※受診の際には、石綿を吸い込んだ時期や期間、職歴、業種等をお伝えください。

【健康被害に係る支援制度】

専門医療機関での精密検査の結果、引き続き、検査による経過観察や治療が必要であると診断された場合、次の支援制度のうち、いずれかを利用することができます。

1. 「神戸市石綿(アスベスト)健康管理支援事業」

- 対象者：神戸市内に居住し、石綿を吸い込んだ可能性のある方(「労災保険制度」、「石綿に関する健康管理手帳」、「石綿健康被害救済制度」の対象外)で、指定の専門医療機関での精密検査の結果、胸膜プラーク等の石綿関連疾患により、引き続き「経過観察」が必要であると診断された方。
- 支援内容：「アスベスト健康管理手帳」を交付、これにより指定の呼吸器専門医療機関での経過観察(胸部X線検査・胸部CT検査)に要する検査費用を助成。
- 申請窓口：各区・支所あんしんすこやか係(各保健センター)

2. 「労働者災害補償制度(労災保険制度)」・「石綿に関する健康管理手帳」

石綿(アスベスト)を扱う仕事をしていた方は、対象になることがありますので、下記の連絡先までお問合せください。(★労災保険制度については労働基準監督署または兵庫労働局労災補償課まで。★健康管理手帳については兵庫労働局健康課まで。)

区	管轄の労働基準監督署	電話	住所	
東灘区	西宮労働基準監督署	(0798) 26-3733	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	
灘区・中央区	神戸東労働基準監督署	332-5353	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	
上記以外の区	神戸西労働基準監督署	576-1831	神戸市兵庫区水木通10-1-5	
全区	兵庫労働局	労災補償課(労災保険制度)	367-9155	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階
		健康課(健康管理手帳)	367-9153	

3. 「石綿健康被害救済制度」

- 対象者：①「中皮腫」、「石綿による肺がん」、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」、「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の診断を受けられた方で、労災保険制度等の対象外の方。
②上記①の疾病により死亡され労災保険制度等の対象外となる方のご遺族。
- 給付内容：上記対象者①…医療費・療養手当等
上記対象者②…特別遺族弔慰金等
- 申請窓口：各区・支所あんしんすこやか係(保健センター)を通じて(独)環境再生保全機構へ申請。

※石綿健康被害救済制度のくわしい説明は

(独)環境再生保全機構	フリーダイヤル	0120-389-931
	ホームページ	http://www.erca.go.jp/asbestos/